



グリーン調達ガイドライン

2020年12月1日

東洋紡株式会社

承認番号 K00958

1. はじめに

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻化しています。このため行政・産業界・生活者が一体となって、地球環境保全や循環型社会の構築に取り組むことが求められています。当社は、1992年に地球環境憲章を制定し、「人と地球にやさしい技術を通して社会に貢献し、地球環境の保全を図り、住みよい地球と豊かな社会を残すこと」を、企業経営の重要課題として取り組んでいます。

製造メーカーである当社は、製品および製品をつくる生産活動を通じて、環境保全に取り組んでおり、その一環として、「グリーン調達ガイドライン」を発行いたしました。

つきましては、主旨をご理解いただき、お取引先様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

2. 当社のグリーン調達の考え方

2-1. 目的

環境負荷の少ない資材、一般購入物品の優先的調達を行い、環境保全に積極的な企業と共に、持続可能な社会の構築に貢献することを目的とします。

2-2. 定義

- (1) 資材:製品の製造・販売のために使用される原材料・燃料・包装資材などの総称。
- (2) 一般購入物品:製品の製造等に直接関連しない用紙・文房具・事務用機器・照明器具・消火器・車などの総称。

2-3. 適用範囲

本ガイドラインは、当社におけるすべての資材、一般購入物品に適用します。

3. グリーン調達基準

3-1. 資材のグリーン調達基準

資材のグリーン調達基準として、以下の2つを定めます。

3-1-1. お取引先様の選定基準

お取引先様の選定にあたっては、経営・品質・価格・納期・サービス、技術開発力等に加え、次の各項目についても考慮させていただきます。したがって、環境保全に積極的な取り組みを進めるよう要請させていただきます。

- (1) マネジメントシステムを構築し、常に維持向上に努めていること。または環境保全活動に、積極的に取り組んでいること。
- (2) 化学物質含有情報の調査に対して回答していただけること。

なお、お取引先様が商社様の場合、お取引先様および実際の製造メーカー様の両方を対象とさせていただきます。

3-1-2. 資材の選定基準

資材の選定にあたっては、必要な品質・機能・経済性に加え、次の項目についても考慮させていただきます。

- (1) 当社の定める禁止物質が含まれていないこと。
- (2) 当社の定める有害な化学物質の含有量が把握されていること。
禁止物質、有害な化学物質については、「化学物質調達基準」に定めます。

3-2. 一般購入物品のグリーン調達基準

一般購入物品については、別途「グリーン購入基準」に定めます。

4. お取引先様への調査

4-1. 調査内容

- (1) 環境保全活動の取り組み状況に関する調査
- (2) 資材について、化学物質含有情報の調査

4-2. 調査時期

- (1) お取引開始時に実施させていただきます。
- (2) 継続お取引先様には、定期的実施させていただきます。

附則

1. 本ガイドラインは社会情勢変化等により、随時改正します。
2. 本ガイドラインに従ってお取引先様から提出いただいた調査結果につきましては、外部に公表することはありません。

本ガイドラインに関する問い合わせ先は

東洋紡株式会社

調達・物流部 TEL 06-6348-3300

保安防災部 TEL 06-6348-3318